

平成28年的地方からの提案等に関する対応方針【概要】

<平成28年12月20日 閣議決定>

1. 基本的考え方

- 平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
- 地方からの提案を受けて、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進

2. 一括法案等の提出

- 法律改正事項については、一括法案等を平成29年通常国会に提出することを基本
- 現行規定で対応可能な提案については、地方公共団体に対する通知等により明確化
- 引き続き検討を進めるものについては、適切にフォローアップを行い、逐次、地方分権改革有識者会議に報告

3. 移譲に伴う財源措置その他必要な支援

- 移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう、確実な財源措置、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施

平成28年的地方からの提案に関する対応状況

分類 年	(件数)					実現・対応 の割合 c/e
	提案の趣旨を 踏まえ対応 a	現行規定で 対応可能 b	小計 $c=a+b$	実現できなかつ たもの d	合計 $e=c+d$	
H26	263	78	341	194	535	63.7%
H27	124	42	166	62	228	72.8%
H28	116	34	150	46	196	76.5%

平成28年の主な成果

1. 地方創生－地域資源の利活用－

- ・既存の住宅を寄宿舎に活用する場合、一定の要件を満たすことによる寄宿舎の階段基準の合理化
- ・空き家を活用して農林漁業体験民宿業を行う場合における旅館業に関する規制緩和
- ・公有地の拡大の推進に関する法律に基づき取得した土地の活用の促進
- ・都市公園に設置できる施設(児童館、地縁団体の会館施設)の明確化
- ・公営住宅を集約化する場合の現地に近接する土地への建替えを公営住宅建替事業に追加等

2. 子ども・子育て支援－地域の実情に応じた支援－

- ・幼保連携認定こども園の施設に関する基準の見直し(園庭、遊戯室の設置基準)
- ・幼保連携認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限の移譲(都道府県→指定都市)
- ・家庭的保育事業等の連携施設の確保に関する要件の明確化
- ・病児保育事業の職員配置要件に係る特例措置
- ・延長保育事業等と放課後児童クラブを合同で実施する場合の特例措置
- ・子ども・子育て支援新制度における支給認定証の任意交付

3. 一億総活躍社会－高齢者・障害者支援－

- ・障害児・障害者支援事業者に係る権限移譲(都道府県→中核市)(指定都市は移譲済)
- ・「特別養護老人ホーム」と「障害者向けグループホーム」の合築可能な場合の明確化
- ・指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂の共用可能な場合の明確化

4. 住民サービスの向上

- ・70歳から74歳の国民健康保険被保険者の高額療養費支給申請手続の簡素化
- ・マイナンバー制度による情報連携の項目追加・明確化(特別支援学校への就学奨励事務等)

5. これまでの地方分権改革の取組強化等

- ・国定公園における大規模な工作物の新築等に係る国への協議の廃止
- ・土地利用基本計画に係る国への協議を意見聴取に見直し
- ・都道府県の地域森林計画に係る国への協議の一部廃止
- ・農業災害補償法の規定により市町村が行う農業共済事業の義務付けの緩和
- ・審査請求を不適法却下する場合における議会への諮問手続を廃止し、報告に見直し